

〈資料2〉

1 高齢者等に対する公共交通機関の利用助成等(市町村)

※令和3年1月現在

市町村名	開始時期	概要
鳥取市	R2. 4. 1	65歳以上の高齢者及び運転免許証の返納者(年齢制限なし)を対象に、路線バス定期券の購入金額を半額助成 ※65歳未満の返納者は運転経歴証明書を提示
米子市	H30. 4. 1	運転免許を自主返納した 70 歳以上の高齢者を対象に高齢者用バス定期券の購入金額を一部助成(運転経歴証明書交付日から 1 年間、6 ヶ月定期 2 回分)
	R2. 4. 1	70 歳以上の高齢者を対象に高齢者用バス定期券の購入金額を一部助成
境港市	H30. 10. 1	運転免許を自主返納した高齢者等を対象に市営バス回数乗車券を無料交付 (121 回、1 万 1 千円相当)
岩美町	R1. 5. 7	運転免許を自主返納した 70 歳以上の高齢者を対象に路線バス回数券、もしくはタクシー乗車券を交付 (いずれの場合も 10,000 円相当)
八頭町	H24. 4. 1	自動車の運転免許証を保有していない 65 歳以上の者、あるいは障がい者等の方を対象に年間 100 回を上限に、タクシー料金 (上限 5,000 円) の 3 分の 2 を補助する。ただし、最低個人負担額 300 円、最高個人負担額 1,200 円で、タクシー料金の上限 5,000 円を超えた部分は自己負担。相乗りした場合、料金を 1 割引き
若桜町	H22. 4. 1	65 歳以上の高齢者を対象に、町営バスシルバー定期券を販売
智頭町	H23. 4. 1	運転免許を自主返納した 65 歳以上の高齢者を対象に町営バス回数券 22 回分を無料交付
	H25. 3. 22	運転免許を保有していない高齢者等を対象に町タクシー等の利用券等の無料交付 (タクシー 2 千円分 町営バス回数券 1 万円分)
湯梨浜町	H22. 4. 1	65 歳以上の高齢者を対象に高齢者用バス定期券の購入金額の一部助成
	H29. 4. 1	運転免許を所持していない障がい者等、運転免許を自主返納した 70 歳以上の独居または 70 歳以上の世帯の方を対象にタクシーチケットを助成
	R2. 4. 1	運転免許証を自主返納した 65 歳以上の高齢者を対象に、高齢者用バス定期券の購入金額の一部を助成
三朝町	H26. 4. 1	運転免許を保有していない高齢者等 (75 歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者又は要介護認定者等) を対象に、タクシー利用助成券を交付(年間 48 枚上限。メーター額 2 千円までは 1/2 助成、メーター額 2 千円から 6 千円までは個人負担 1 千円を除く額、メーター額 6 千円以上は 5 千円まで)
	H28. 4. 1	70 歳以上の高齢者を対象に高齢者用バス定期券 (架け橋) の購入金額の一部助成
北栄町	H18. 4	廃止になったバス路線で乗り合いタクシーを運行 (1 日 5 往復 中学生以上 200 円、ただし運転免許を自主返納された方は 100 円)
	H27. 12	要支援、要介護の認定を受けている方、総合事業対象者または障がい者の方で、ひとりで公共交通機関の利用が出来ない方を対象に、自宅から中部地区の病院への通院に対しタクシー利用料を助成 (人工透析を除き週往復の利用制限あり。200 円～1000 円の利用者負担あり)
	H29. 4. 1	65 歳以上の方及び障がいなど特別な事情により移動手段に困っている方(運転免許証がない方、車を所有していない方、車を運転できない理由がある方に限る)または、運転免許証を自主返納された方(運転経歴証明書必要)を対象に、タクシー利用を助成。(最大月 8 枚、年間 100 枚上限)ただし、発着点のどちらかを町内とする移動に限る。最低自己負担額 300 円、町助成上限 800 円まで
琴浦町	H27. 4. 1	運転免許を自主返納した 65 歳以上の高齢者を対象に町営バス回数券を交付 (7 千円分)
南部町	R2. 4. 1	【対象となる方】①免許返納時点で 70 歳以上の方。②身体障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、療育手帳の交付を受けている方が、免許を返納された場合も対象。③同居しておられる配偶者の方が、免許を持っておられない場合は、その方も制度の対象となる 【事業内容】⑦黄色の町内循環バスの 1 年間無料バス ⑧町内の福祉タクシー会社のチケット 1 万円分又は日の丸バスの回数乗車券 1 万円分のどちらか
伯耆町	H26. 4. 1	運転免許を自主返納した 70 歳以上の高齢者等を対象に町営デマンドバス回数券 (3 千円分)か、または、日の丸自動車の路線バス回数券 (3 千円分)のいずれかを選択して交付する。
日吉津村	H7. 4. 1	重度の障がい者で非課税の方を対象にタクシー利用料を助成 (年間最高 50 回、1 回あたりの利用料金の 500 円分)
	H25. 4. 1	運転免許または自家用車を保有していない 65 歳以上の高齢者のみで構成される世帯を対象にタクシー利用料を助成 (年間最高 50 回、1 回あたりの利用料金の 500 円分)
	H27. 4. 1	75 歳以上の高齢者のみで構成される世帯を対象にタクシー利用料を助成 (年間最高 50 回、1 回あたりの利用料金の 500 円分)
大山町	H29. 4. 1	運転免許を自主返納した者について、町営デマンドバスの回数乗車券 (1 冊 6 枚綴り、10,000 円相当) の交付を会計年度につき 1 回のみ行う
	H30. 4. 1	65 歳以上の者、要支援・介護認定を受けている者、また身体及び精神の障害者手帳を有する者などを対象に、居宅と目的地間のタクシー利用金額の半額 (料金 1,000 円未満の場合は一律 500 円負担) を助成する。なお、大山町外 (中・西部) への利用は医療機関に限られる

日南町	H29. 4. 1	日南町おでかけタクシーチケット 400 円×50 枚を交付 (年間) 対象者：日南町に住所があり、運転免許がない人で次のいずれかに該当する人 ・年度末において 70 歳以上の人 ・70 歳未満で、要介護・要支援認定を受けている人 ・70 歳未満で、身体障がい者手帳 1・2・3 級、療育手帳 A・B、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持している人 運転免許証を自主返納した 65 歳以上の方に対し、町営バス定期券（1 年間分）または、タクシーチケット 400 円×25 枚（1 万円分）を交付
日野町	H23. 4. 1	自動車の運転が出来ない等の高齢者等を対象にタクシー利用料金の一部を助成
江府町	H25. 4. 1	運転免許を自主返納した 65 歳以上の方を対象に町営バス回数券(11 枚×2 冊)を交付

* 詳細については、各市町村にお問い合わせください。

2 運転免許の自主返納高齢者の方に対する支援施策(民間事業者等) 令和2年10月1日現在

	実施主体	開始時期	概要
交 通	鳥取県ハイヤー・タクシ一協会等	H23. 1. 1	鳥取県のタクシー・ハイヤー運賃 1 割引き
	日ノ丸自動車株式会社	H28. 5. 1	日ノ丸バス単独路線の定期券購入時に 1 割引き ※運転経歴証明書発行から 1 年以内で購入の場合
	列 車 智頭急行	H27. 5. 1	智頭駅から上郡駅間の特殊回数乗車券「優ユウきっぷ」運賃 5 割引 ※年齢、住所地不問
	若桜鉄道	H27. 4. 1	若桜駅から郡家駅間の運賃 5 割引 ※65 歳以上 (住所地不問)
買 物 等	西日本旅客鉄道株式会社	H28. 4. 1	運転免許証自主返納者に対してポケット版時刻表を交付 ※数に限りあり
	株式会社マルイ	H29. 11. 21	○「ネットスーパー・マイル宅配便」(カタログ販売) で 2,000 円以上 (税抜き) の買物で、配送料 300 円 (税抜き) を無料(利用者登録が必要) ○配達を通じての高齢者の見守り活動
	株式会社鳥取大丸	H28. 5. 1	1,000 円につき 50 円割引のお買い物クーポン券発行
	ホテルニューオータニ鳥取	H28. 5. 1	レストラン(グリルベルビュー、ラウンジベルビュー、パリエール、大観苑、山茶花)の食事代金の割引(サービス料 10% を 5%)
	鳥取市商店街振興組合連合会	H28. 3. 1	○市内循環バス「くる梨」利用券(1 回) 交付 ○『卒ドラ特典』ステッカー提示の協賛店ごとに各種特典
	智頭急行協賛店	H27. 6. 1	智頭急行発行「優ユウきっぷ」1 冊につき 1 回割引き
	智頭サービス商店会	H27. 6. 1	加盟店で使用できるポイント 1,000 円相当 ※65 歳以上 (住所地不問)
	株式会社米子天満屋	H29. 9. 18	○現金払い 5 % 割引 (天満屋商品対象ブランド限定) ○米子市循環バス「だんだんバス」利用券(1 回) 交付
	鉄板焼笑屋 (ショウヤ)	H29. 9. 18	飲み物の 1 杯サービス
	株式会社米子高島屋	H29. 11. 1	税込み 2,000 円以上を購入した場合、自宅までの購入品の配達に限り、配送料無料 (購入当日のみ有効)
生 活 支 援	米子市元町通り商店街振興組合	H29. 11. 18	無料自転車の貸し出し (事前の電話予約も可能) 営業時間 9:30~18:00 (休業日 : 第 1、第 3 木曜日) 受付店舗 ひむら自転車店 ※自転車の利用が危険と判断した場合、貸し出しを断る場合あり
	株式会社トータルエナジーオオタ	H28. 4. 1	○パリアフリーリフォーム料金割引 ○ベンリー利用料金割引 ○不要車両買取時にカタログギフト進呈 ○灯油配達料金割引 ○高齢者取引先に対する見守り活動
	日ノ丸産業株式会社	H28. 5. 1	東部地区対象に灯油配達料 1 リットルあたり 6 円割引
	ユタカ自動車株式会社	H28. 5. 1	廃車費用の優遇
	株式会社スズキ自販鳥取	H28. 10. 1	スズキ直営代理店及びスズキ車販売店において、歩行補助車(セニアカー)新規購入の方に、ボディカバー(簡易防水タイプ)を進呈 ※65 歳以上の方
株式会社サンクス			○廃車手続き無料 ○以下は三親等までの方 ※但し、自主返納者と同居の者に限る ・運転経歴証明書交付日から 1 年間オイル交換無料 ・運転経歴証明書交付日から 3 年間車両購入時カタログギフト進呈

			・運転経歴証明書交付日から1年間整備工賃10%割引
○鳥取県石油協同組合 中部支部 ○株式会社JA中央サービス ○株式会社丸福	H28.12.1		灯油の配達料金割引き ※鳥取県石油協同組合中部支部は一部店舗を除く
米子信用金庫	H27.9.1		○65才以上専用 定期預金優遇 ○65歳以上の同居家族が運転経歴証明書をお持ちの場合、各種カードローン金利優遇
株式会社松本石油	H28.2.1		灯油配達料1リットルあたり6円割引 ※米子市、境港市、西伯郡（日吉津村、大山町、南部町、伯耆町）居住の方（年齢不問）
山陰石油株式会社	H28.2.1		灯油配達料1リットルあたり6円割引 ※米子市、境港市、西伯郡（日吉津村、大山町、南部町、伯耆町）居住の方（年齢不問）
株式会社東部 窓口電話番号	H29.4.1		運転経歴証明書提示の本人及び本人の家族を対象に四輪自転車（エアロクーラーMII）購入時、送料無料と自転車カバー又は後カゴカバーを進呈
UcarPAC 株式会社 受付電話番号	H30.3.1		65歳以上の自主返納者本人とその配偶者及び子を対象に、自動車買取契約成立時、買取価格が20万円以下の場合は5,000円相当、20万円を超える場合は、10,000円相当のカタログギフト進呈
観光	鳥取県観光事業団	H27.4.1	5施設の入園料(入場料)を2割引（同伴者1人まで） 対象施設【とっとり花回廊、鳥取砂丘こどもの国、中国庭園燕趙園、SANKO 夢みなとタワー、鳥取二十世紀梨記念館】
	鳥取砂丘砂の美術館活性化共同企業体	H30.4.14	運転経歴証明書の提示で、鳥取砂丘砂の美術館入場料を100円引（同伴者1人まで同様）
	吉岡温泉会館一ノ湯	H30.8.1	運転経歴証明書の提示で、入浴料金50円引（同伴者1人まで同様） ※65歳以上の場合は高齢者割引（100円引）を適用併用不可
	一般財団法人用瀬町ふるさと振興事業団「流しひなの館」	H30.7.1	○運転経歴証明書の提示本人及び本人を含む団体につき、「流しひなの館」入館料をそれぞれ100円引（団体割引との併用は不可） ○施設内「喫茶ぼんぼり」において、運転経歴証明書の提示本人のみ飲み物代50円引
	皆生温泉旅館組合	H28.3.1	運転経歴証明書発行から1年間、日帰り入浴料半額 ※米子市、境港市、西伯郡、日野郡、東伯郡琴浦町に居住の方（同伴者1名まで同様）

※詳細については、各実施主体にお問い合わせください。
※すべての場合に「運転経歴証明書」の提示が必要です。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 障がい者の交通安全（第3条—第5条）
- 第3章 高齢者の交通安全（第6条—第9条）
- 第4章 子どもの交通安全（第10条・第11条）
- 第5章 自転車の交通安全（第12条—第17条）
- 第6章 交通安全教育の推進（第18条）
- 第7章 交通環境の整備等（第19条—第22条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障がい者、高齢者及び子ども並びに自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）の道路交通の安全（以下「交通安全」という。）の確保に関し、配慮し、又は遵守すべき事項を定めるとともに、交通安全教育に係る県、学校等、事業者及び県民の責務並びに交通環境の整備に係る県の責務を明らかにすることにより、交通安全の確保に向けた取組を進める機運の醸成を図り、もって交通事故のない鳥取県の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 身体障害者標識 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第71条の6第2項に規定する内閣府令で定める様式の標識をいう。
- (2) 聴覚障害者標識 法第71条の6第1項に規定する内閣府令で定める様式の標識をいう。
- (3) 思いや運転 相手の状態を認識し、それに配慮しながら運転することをいう。
- (4) 高齢運転者標識 法第71条の5第3項に規定する内閣府令で定める様式の標識をいう。
- (5) 子ども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (6) 幼児用補助装置 法第71条の3第3項に規定する幼児用補助装置をいう。

第2章 障がい者の交通安全

(障がい者の安全な通行の確保)

第3条 県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、道路を通行する全ての障がい者に対して、その安全な通行を妨げないようにするとともに、次項から第4項までの規定によるほか、それぞれの障がいの特性に応じた配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。

2 県民等は、白色若しくは黄色のつえを携え、又は盲導犬を連れた視覚障がい者の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該視覚障がい者に対して、危険があることを知らせるために声をかけ、誘導その他の補助を必要としているかを尋ねるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。

3 県民等は、聴導犬を連れた聴覚障がい者の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該聴覚障がい者に向かい合って動作により危険があることを知らせ、誘導その他の補助を必要としているかを尋ねるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。

4 県民等は、車いすを利用している身体障がい者の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該身体障がい者に対して、危険があることを知らせるために声をかけ、介助その他の補助を必要としているかを尋ねるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。

5 県は、県民等による障がい者の交通安全を確保するための配慮が活発に行われるよう啓発を行うものとする。

(車両接近通報装置の搭載及び使用)

第4条 県民等は、車両接近通報装置（自動車の存在又は接近を音声その他の方法で周囲にある者に知らせる装置をいう。以下同じ。）の搭載が可能な自動車を購入する場合においては、これを搭載するよう努めるものとする。

2 県民等は、車両接近通報装置が搭載されている自動車を使用するときは、これを適切に使用するよう努めるものとする。

3 県は、県民等による車両接近通報装置の搭載及び使用の啓発を行うものとする。

(身体障害者標識等表示車に対する配慮)

第5条 県は、身体障害者標識及び聴覚障害者標識の表示の普及に努めるとともに、これらを表示している自動車に対する思いや運転が行われるよう啓発を行ふものとする。

第3章 高齢者の交通安全

(高齢者の安全な通行の確保)

第6条 県民等は、道路を通行する全ての高齢者に対して、その安全な通行を妨げないようにするとともに、歩行し、又は自転車を利用する高齢者の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該高齢者に対して、危険があることを知らせるために声をかけ、誘導、介助その他の補助を必要としているかを尋ねるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。

2 県は、県民等による高齢者の交通安全を確保するための配慮が活発に行われるよう啓発を行うものとする。

(高齢運転者標識表示車に対する配慮)

第7条 県は、高齢運転者標識の表示の普及に努めるとともに、これを表示している自動車に対する思いや運転が行われるよう啓発を行うものとする。

(夜間における歩行者用反射材用品の着用の推進)

第8条 高齢者は、夜間に道路を歩行するときは、歩行者用反射材用品（自動車の前照灯その他の照明を反射することによって歩行者の存在を周囲にある者に知らせることができる物をいう。以下同じ。）を着用するよう努めるものとする。

2 県は、高齢者が歩行者用反射材用品を着用するよう啓発を行ふものとする。

(自らの身体機能等の状態の把握)

第9条 高齢者は、自らの身体機能又は認知機能の状態を把握するよう努めるとともに、必要に応じて、医療関係者、関係行政機関その他の適切な者から運転に際して注意すべき事項その他の安全に道路を通行するために気をつけるべき事項についての助言を受けるよう努めるものとする。

2 県は、運転を行う高齢者の交通安全を確保するため、加齢に伴う身体機能又は認知機能の低下が運転に及ぼす影響についての啓発を行うものとする。

第4章 子どもの交通安全

(子どもの安全な通行の確保)

第10条 県民等は、歩行し、又は自転車を利用する全ての子どもの安全な通行を妨げないようにするとともに、子どもの通行への危険又は支障があると認めるときは、当該子どもに対して、危険があることを知らせるために声をかけ、必要に応じ、誘導し、注意を促すなどの安全な通行のための配慮を行うよう努めるものとする。

2 県は、県民等による子どもの交通安全を確保するための配慮が活発に行われるよう啓発を行うものとする。

3 県は、幼児用補助装置の使用についての啓発を行うものとする。

(通学路等の安全の確保)

第11条 通学路その他の子どもが日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路となっている道路（以下「通学路等」という。）を管理する者、子どもの教育に関する機関、子どもの保護者、地域の住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署の長は、連携して通学路等における交通安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 自転車の交通安全

(自転車利用者の安全な通行の確保)

第12条 自動車を運転する者は、自転車利用者の安全な通行への配慮に努めるとともに、自転車との安全な車間距離の確保その他の適切な運転操作を行うよう努めるものとする。

(歩行者等に対する安全配慮)

第13条 自転車利用者は、自転車の利用に関する法令を遵守するとともに、歩行者、他の自転車利用者又は自動車の安全な通行に支障を及ぼすことのないよう努めるものとする。

(技能等の習得)

第14条 県民等は、交通安全を確保するために必要となる自転車を適正に利用するための技能及び知識の習得に努めるものとする。

(自転車損害賠償保険等の加入)

第15条 自転車利用者は、自転車の利用に係る交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済（以下「自転車損害賠償保険等」という。）に加入するよう努めるものとする。

2 子どもの保護者は、子どもに自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

3 事業者は、事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

4 自転車の貸付けを業とする者は、自転車を客に利用させるために貸し付けるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

5 自転車の小売を業とする者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するとともに、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(自転車利用時の安全対策)

第16条 自転車利用者は、乗車用ヘルメットをかぶるなど、自転車を利用する際の安全対策に努めるものとする。

2 子どもの保護者は、子どもに自転車を利用させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めるものとする。

(安全かつ適正な利用の推進)

第17条 県は、自転車損害賠償保険等への加入、乗車用ヘルメットの着用等、自転車の安全かつ適正な利用が行われるよう啓発を行うものとする。

第6章 交通安全教育の推進

第18条 県は、県民等の交通安全に対する意識の高揚を図るため、交通安全又は教育に関する機関及び団体と連携して交通安全教育を推進するものとする。

2 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び専修学校その他これに類する施設を設置し、又は管理する者は、児童、生徒及び学生（以下「児童等」という。）の成長段階に応じた交通安全教育を実施するよう努めるとともに、児童等が地域における交通安全に関する活動に参加できるよう努めるものとする。

3 県民等は、家庭又は事業所における交通安全教育に努めるとともに、地域における交通安全に関する活動に参加し、又は配慮するよう努めるものとする。

第7章 交通環境の整備等

(交通安全を確保するための施設の整備)

第19条 県は、市町村及び国と連携して道路及び交通安全施設の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(移動等円滑化の推進)

第20条 県は、道路交通に係る移動等円滑化（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第1項第2号に規定する移動等円滑化をいう。）の推進に努めるものとする。

(自動車の安全な運転支援等技術成果の啓発)

第21条 県は、自動車の安全な運転の支援又は交通事故が発生した場合における被害の軽減に資する技術に関する研究開発の成果についての啓発を行うものとする。

(財政上の措置)

第22条 県は、交通安全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

交通事故相談所のご案内

交通事故でお困りの方は交通事故相談所をご利用ください

鳥取県では、県内 2 か所に交通事故相談所を設置し、交通事故でお困りの方に専任の相談員が損害賠償問題、示談方法などの相談に応じています。

- 相談は無料、秘密は守られますのでご安心ください。
- 公正・中立な立場でアドバイスをします。
- 専任の相談員が賠償額の計算、示談の進め方、自動車保険の請求方法などのご相談に対応します。

相談
無料

相談所の所在地

鳥取交通事故相談所

鳥取市東町 1 丁目 271 鳥取県庁第二庁舎 1 階

電話 (0857) 26-7101

相談時間 平日（木曜日を除く）午前8時30分～正午、午後1時～4時

米子交通事故相談所

米子市糀町 1 丁目 160 県西部総合事務所本館 1 階

電話 (0859) 33-0091

相談時間 平日（水曜日を除く）午前8時30分～正午、午後1時～4時

倉吉市内での出張による面接相談

倉吉市東巖城町 2 県中部総合事務所 2 号館 2 階

出張相談【要予約】 毎月の第2・第4火曜日（祝祭日を除く）、
午前9時～正午、午後1時～4時

倉吉市内での面談を希望される場合は、事前に鳥取または米子交通事故相談所に、電話でご予約ください。

*相談の際には、交通事故証明書、診断書、事故現場の略図等参考となるものをお持ちください。



児童の自転車用ヘルメット購入費を 補助します

対象

町内在住の未就学児及び小学生

※令和3年4月から対象を未就学児にも拡大しました。

対象ヘルメット

SGマークが添付されたヘルメット

補助額

購入金額の1/2、上限1,500円

※100円未満の端数は切捨て

必要な物

- ・交付申請書
- ・領収書の原本（申請者の氏名の記載のあるもの）
- ・SGマーク適合品であることが分かるもの



教育委員会教育総務課へ提出



お問い合わせ先

北栄町教育委員会教育総務課学校教育室

電話：0858-37-5870

FAX：0858-37-3242

Mail：kyouiku@e-hokuei.net

※補助は1人につき1回限りとし、紛失・破損・盗難等による再購入は補助対象外です。

北栄町タクシー利用料助成券のご案内

北栄町では、町民の交通利用の確保と負担軽減を目的に、タクシー利用券による利用料助成を行っています。

乗車運賃を
最高800円助成します！
※最低300円自己負担が必要です

【新型コロナウイルス予防接種での使用について】

- タクシー利用料助成券は、新型コロナウイルス予防接種を受ける際にタクシーを利用する場合も使用できます。
- ・利用条件は通常と変わりません。
 - ・予防接種で利用した場合は、後半分申請時にお申し出ください。(最大4枚(2回接種往復分)を追加交付します。)

利用できる方

町内に住所を有し、次の要件に該当し、かつ【申請理由】の(1)～(3)のいずれかを満たす方

- 自動車運転免許証がない方
- 自動車を所有していない方
- 自動車を運転できない理由がある方



【申請理由】

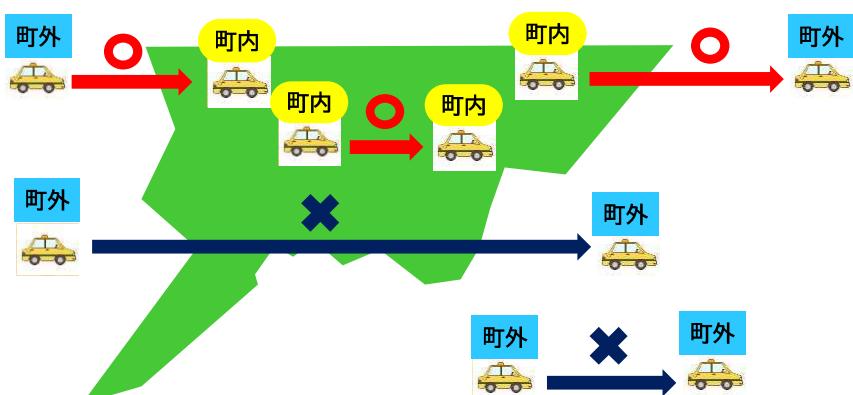
- (1)満65歳以上の方
- (2)障がいがある(学生を含む)など、特別な事情により移動手段に困っている
- (3)自動車運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けている

利用できる区間

乗降車場所のいずれかが北栄町内である場合、利用券を利用できます。
(寄り道も可能です)

- 利用券を使える場合
- ・町内→町内
 - ・町内→町外
 - ・町外→町内

- ×利用券を使えない場合
- ・町内を通過するだけ
 - ・町外→町外



【申請・利用方法は裏面をご覧ください。】

【お問い合わせ】 北栄町役場 福祉課（大栄庁舎1階）
☎ 37-5875(直通) ファクシミリ 37-5339

利用券(チケット)について



- ・1回の乗車につき利用券は1人1枚使用できます。
- ・50枚をまとめて交付します。(年間100枚上限)
- ・紛失等の場合でも、再交付はできません。
- ・利用券は本人のみ利用できます。
(家族や他人へ譲渡はできませんが、チケット利用者本人との同乗は可能です。)
- ・1枚につき最高800円助成しますが、利用者も最低300円自己負担となります。

例① 運賃が640円の場合

利用者 300円(最低負担額)
町助成 340円

例② 運賃が1,500円の場合

利用者 700円
町助成 800円(上限)



申請から利用まで

申請場所 北栄町役場 福祉課（大栄庁舎1階）および 北条支所

申請に
必要なもの

- ・来庁者の本人確認書類
- ・申請理由を証明するもの(年齢確認書類・身障手帳・運転経歴証明等)
- ・チケット利用者本人と同一世帯員でない方が来庁される場合は、
委任状または代理権確認書類(チケット利用者本人の保険証等)

受付期間 令和3年3月25日(木)から随時受付けます。

手続き 福祉課または北条支所に備え付けの申請書に必要事項をご記入ください。
対象者宛てに利用券を交付します。

ご利用

利用できるタクシー会社をご利用下さい。
料金をお支払いの時に利用券を運転手に渡し、助成分を差し引いた額を
お支払い下さい。

■残ったチケットは保管しておいて、後半分の申請時や、次年度の申請時に持参して
ください。手続きがスムーズになります。

■制度を利用しなくなった場合はチケットを役場へ返却してください。

利用できるタクシー会社

●由良タクシー 37-2110

●倉吉交通 22-1511

●倉吉ハイヤーセンター 22-7111
(日交タクシー、中央タクシー)

●日ノ丸ハイヤー(株) 22-3155

* UDタクシー(ユニバーサルデザインタクシー)もご利用できます。

ご予約の際にタクシー会社へお伝えください。

* 迎車料金が必要な場合があります。詳しくは各タクシー会社にお問い合わせください。

運転免許証を自主返納された方へ ほくほくカードのポイントを付与します

運転免許証が不要になった方や、加齢に伴う身体能力の低下等のため運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーの方は、自主的に運転免許証を返納できます。

北栄町では、運転免許証を自主返納された方にはくほくカードのポイントを付与します。

対象

北栄町内在住で、令和3年4月1日以降に運転免許証を
自主返納された方

付与額

ほくほくカード 200ポイント

申請場所

北栄町役場 産業振興課(大栄庁舎2階)

必要な物

運転経歴証明書、ほくほくカード

※代理人の方の申請も可能ですが、ポイント付与は

運転経歴証明書とほくほくカードの名義が同一のものに限ります。

※ポイント付与は、運転経歴証明書1つにつき1回限りです。



【お問い合わせ】

北栄町役場 総務課(大栄庁舎2階)☎37-5862(直通)